京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

令和８年１０月２８日

京都市長　松井　孝治

１　入札物件

（１）１号物件（更地）

所在　上京区堀川通上立売下る北舟橋町８６６番外２筆

地積　９４６．２１平方メートル

予定価格　５０２，０００，０００円

（２）２号物件（更地）

所在　伏見区深草加賀屋敷町２１番５１

地積　９２．１８平方メートル

予定価格　１３，０９０，０００円

（３）３号物件（建物付）

所在　三重県志摩市大王町船越字浦山９０番４外８３筆

地積　１２７，１５６．８４平方メートル

予定価格　１７９，０００，０００円

２　売却条件

（１）現状のまま売却する。

（２）その他の条件及び特約条項については、入札案内書及び本市ホームページに掲載している売買契約書（案）にて確認すること。

（掲載ページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000359091.html）

３　入札日時

令和９年２月５日（金）　午前１０時３０分開始（午前１０時受付開始）

４　入札場所

京都市消防局本部庁舎（予定）

※ 入札参加者に後日連絡します。

5　入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

（1）入札しようとする市有地等に係る事務に従事する職員

（2）入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（4）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（5）京都市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団並びに同条第４号に規定する暴力団員等及び同条第５号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者

（6）入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者

6　入札案内書の確認

入札希望者は、京都市市有地等入札事務取扱要綱のほか、入札案内書（物件明細及び売却条件等を含む)、売買契約書（案）等の各条項及び入札物件の法令上の規制を全て承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は、本市ホームページにて掲載する。

（掲載ページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000359091.html）

7　入札参加申込み

入札希望者は、申込期間内に必要書類を持参（午前９時から午後５時まで）又は郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）で提出しなければならない。

（1）申込期間

令和８年１２月１４日（月）から１２月１８日（金）まで【必着】

（2）申込先

京都市行財政局資産イノベーション推進室（京都市役所本庁舎４階）

（3）必要書類

必要書類は、申込先にて入手するほか、本市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

（掲載ページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000359091.html）

ア　一般競争入札参加資格審査申請書

イ　誓約書（入札参加資格等に関するもの）

ウ　誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）

エ　【法人の場合】営業所所在地等報告書兼誓約書

オ　【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

カ　【個人の場合】住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

※　オ及びカは、申込日を基準として３箇月以内に発行されたもの

８　入札保証金

入札参加者は、各入札物件における予定価格の１００分の５に相当する額（千円未満切上げ）を、本市が発行する納入通知書により、令和９年２月４日（木）までに支払わなければならない。

９　入札の無効に関する事項

京都市市有地等入札事務取扱要綱第１０条及び第１６条の規定による。

京都市市有地等入札事務取扱要綱（抄）

（入札の無効）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札参加資格のない者が入札したとき、又は第７条第１項第２号に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。

（２）本市が定める期日までに入札書を提出しなかったとき。

（３）所定の入札書以外で入札したとき。

（４）本市が指定する方法以外で入札したとき。

（５）第６条に規定する入札保証金を支払っていないとき。

（６）予定価格を下回る額で入札したとき。

（７）同一入札物件につき、入札者又はその代理人が他の入札者の代理をしたとき。

（８）入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、２枚以上の入札書で入札したと

き。

（９）入札書に記載した入札金額に訂正があるとき。

(10) 入札書に記載した主要事項（入札金額、入札者本人またはその代理人本人の署名をいう。次号において同じ。）が明確でないとき、又は漏れているとき。

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。

(12) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(13) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。

(14) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、入札者又はその代理人と共同して対価を決定するなど、公共の利益に反して競争を実質的に制限したとき。

(15) その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第１６条　落札決定後、本市が定める日までに落札者が契約（地方自治法第９６条第１項第８号による議会の議決を要する市有地等にあっては仮契約を含む。）を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しない者であることが判明したときを含む。）は、その落札を無効とする。この場合において、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

２　前項に規定する仮契約締結後、本市が定める日までに本契約の締結をしないときは、その仮契約を解除し、入札保証金は、違約金として本市に帰属するものとする。

１０　その他

（１）現地見学会及び現地確認

以下の日程で現地見学会を実施する。

１号物件　ア　令和８年１１月１２日（木）午前１０時から１１時まで

イ　令和８年１１月１７日（月）午前１０時から１１時まで

２号物件　ア　令和８年１１月１２日（木）午前１０時から１１時まで

イ　令和８年１１月１７日（火）午前１０時から１１時まで

３号物件　ア　令和８年１１月１２日（木）午前１０時から　正午まで

イ　令和７年１１月１７日（月）午後　２時から　４時まで

物件の引渡しは、現状のままで行うので、入札に参加しようとする者は、現地見学

会に参加できない場合は、必ず各自で入札前に現地を確認すること。

（２）入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前に受付を済まさなければならない。

（３）代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

（４）郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

（５）契約の締結

本市と落札者との売買契約は、売買契約書（案）に基づき、落札決定後、本市が指定する期間内に締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

（６）売買代金の納入

落札者は、売買代金を原則として一括で納入するものとする。やむを得ない事情等により一括納付が困難な場合はイの方法によることができる。

ア　売買契約締結日と同日に、売買代金の全額を一括納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充当される。

イ　売買契約締結日と同日に契約保証金として売買代金の１００分の１０以上に相当する額（円未満切上げ）を納入し、その後、市長が定める日までに売買代金と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

※　ただし、京都市会の議決を要する物件については、市会の議決があった日から本市が定める日を本契約締結日とする。

（７）その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市市有地等入札事務取扱要綱及び入札案内書に定めるところによる。

（行財政局資産イノベーション推進室）